

## 2 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

### 【新設】(事業税及び地方法人特別税の取扱い)

20-5-8の2 恒久的施設を有する外国法人の事業税の額及び地方法人特別税の額については、これらの金額のうち恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に対応する部分の金額として合理的に計算された金額が、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることに留意する。

### 【解説】

- 1 恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、法人税法第138条第1項第1号《恒久的施設帰属所得》に掲げる恒久的施設帰属所得及び同項第2号から第6号までに掲げる国内源泉所得（恒久的施設帰属所得に該当するものを除く。以下「その他の国内源泉所得」という。）に係る所得の金額と規定され、これらの所得の金額を通算しないこととされている（法141一）。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定（一部の規定を除く。）に準じて計算することとされている（法142①②）。

また、その他の国内源泉所得に係る所得の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算規定に準じて計算することとされている（法142の10）。

- 2 地方税法における事業税の課税標準について、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得は区別されており、これらに係る所得の金額を基礎として納付すべき事業税の額が計算されることとなる。そのため、事業税及び地方法人特別税については、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に対応する部分の金額として合理的に計算された金額を恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入することとなる。

本通達では、このことを明らかにしている。

なお、当然のことであるが、事業税及び地方法人特別税のうちその他の国内源泉所得に係る所得の金額に対応する部分の金額として合理的に計算された金額は、その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入することとなる。